

## 学生のみなさんへ

### 知っていますか？ 研究費の不正使用

研究費の不正使用とは、研究費を私的に流用又は着服することのみならず、実態とは異なる謝金・給与・旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用をいいます。

研究費の原資は、そのほとんどが国民の貴重な税金によりまかなわれていますので、このような研究費の不正使用は、いかなる理由があっても正当化されるものではありません。

これらのうち特にみなさんに関係するものとしては、研究室の業務補助などを行い支払われる謝金・給与・旅費の受給が考えられます。

本学からの謝金・給与・旅費の受給にあたっては、例えば以下の行為は研究費の不正使用(不正受給)に該当しますので、絶対にしないでください。

#### カラ謝金・カラ給与

- ・実際には業務を行っていないにもかかわらず、大学に虚偽の勤務表を提出し、従事していない業務に対する謝金・給与を受け取ること。

#### カラ出張・旅費の水増し・旅費の重複受給

- ・実際には出張を行っていないにもかかわらず、大学に事実と異なる出張報告書を提出し、旅費を受け取ること。
- ・安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費を大学に請求し受け取ること。
- ・他の機関から旅費の支給を受けているにもかかわらず、本学に出張報告書を提出し、旅費を重複して受け取ること。

#### 還流行為

- ・事実に基づき適正に本学から支給された謝金・給与・旅費であっても、その全部または一部を、研究室における他の用途に使用することや他の学生に再配分することなどを目的に、研究室においていったん回収するような行為(還流行為)に応じること。

※研究室においてこのような還流行為をすることは不適切な行為にあたり禁止されています。

**上記の行為を求められた場合や不安に感じるようなことがありましたら、  
下記通報受付窓口にご相談ください。**

○研究費の不正使用の通報受付窓口は、次のとおりです。

埼玉大学総務部総務課

TEL 048-858-3005

e-mail : soumu@gr.saitama-u.ac.jp

<http://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/prevention/index.html#inquiry>

※通報等に関する詳細については、上記 URL を参照ください。

※通報したことを理由として、不利益な取り扱いを受けることはありません。

